

## 令和5年度千葉県介護サービス事業所ICT導入支援事業費補助金に関するQ&A

### 【質問項目一覧】

#### 対象期間

---

- Q1 年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。
- Q2 介護ソフトの5年間の使用権(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。
- Q3 クラウドサービス導入時の初期費用や、タブレットなどのリースの初期費用は補助対象となるか。
- Q4 クラウドサービスは1年で、オンプレ版はメーカーによっては5年間使用権もありますが補助対象となるか。
- Q5 交付決定前に購入した介護ソフト等も補助の対象になるか。

#### 対象事業所

---

- Q6 有料老人ホームは対象になるか。
- Q7 在宅系サービス(訪問看護等)は対象になるか。
- Q8 サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)は対象となるか。
- Q9 宗教法人でも対象となるか？
- Q10 同一敷地内に特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。
- Q11 同一法人で複数の事業所(施設)がある場合、まとめて申請できるか。
- Q12 法人本部は県外だが、事業所が県内にある場合、補助対象になるか。

#### 対象経費等

---

- Q13 A社の介護ソフトを導入したいが対象になるか。
- Q14 1月の包括報酬となっているサービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等)においては、サービス利用表(提供表)に訪問回数を記載するわけではないため、介護ソフトによってはサービス提供1回(1日)の記録と請求が直接リンクせず、

一気通貫にすることによりサービス利用表(提供表)が見つらく業務が複雑化してしまう場合がある。このような場合でも一気通貫の要件は必要となるか。

Q15 本事業で導入するタブレットを職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、一気通貫と関係ない業務に利用することは可能か。

Q16 一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫になる(転記が不要になる)場合にも対象として良いか。

Q17 本事業によって導入する介護ソフトの標準仕様やLIFEの実装が、介護事業所がソフトを導入する時期や年度内に間に合わない場合はどのように対応するのか。

Q18 オンプレの保守費用は、5年間分一括支払いにした場合、補助対象となるか。

Q19 リプレースする場合、既存メーカーから新規メーカーへのデータ移行が必須になりますが補助対象となるか。

Q20 Wi-Fi 環境構築にあたり、事前の現場調査費用や検証費用等は該当するか。

Q21 導入役務費用(構築費用・教育費用等)は該当しますか。

## その他

---

Q22 見積書に消費税の記載は必要か。

Q23 購入する介護ソフトの到着が4月上旬になるが、補助金の対象になるか。

Q24 領収証の日付が令和6年4月1日になっている。

Q25 他の補助金と重複して交付を受けられるか。

Q26 特養とデイサービス等複数の事業所間で兼務している場合の職員数の算定について。

## 対象期間

---

Q 1 年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。

A 1 リースの場合は一定期間ごとのリース代の支払いが想定されるが、実施要綱上、当該年度中の経費を補助対象としているため、当該年度の3月末までの経費が対象になります。

Q 2 介護ソフトの5年間の使用权(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。

A 2 使用权(ライセンス)購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費として扱って差し支えありません。

Q 3 クラウドサービス導入時の初期費用や、タブレットなどのリースの初期費用は補助対象となるか。

A 3 導入時の設定に要する費用と考えられるため、対象経費に該当します。

Q 4 クラウドサービスは1年で、オンプレ版はメーカーによっては5年間使用权もありますが補助対象となるか。

A 4 クラウドサービスは当該年度支出した経費が対象ですが、オンプレ版5年間分の使用权を当該年度中に一括して購入した場合は、一括購入の費用は補助対象となります。

Q 5 交付決定前に購入した介護ソフト等も補助の対象になるか。

A 5 交付決定前に購入又はリース・レンタル契約を締結したものは補助対象になりません。

## 対象事業所

---

Q 6 有料老人ホームは対象になるか。

A 6 介護付き有料老人ホームは特定施設であるため対象になりますが、指定を受けていない住宅型有料老人ホームは対象になりません。

Q 7 在宅系サービス(訪問看護等)は対象になるか。

A 7 介護サービス事業所に該当すれば対象になります。

Q 8 サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)は対象となるか。

A 8 特定施設に指定されたサ高住であれば対象となります。

Q 9 宗教法人でも対象となるか？

A 9 宗教法人であっても介護事業者番号がある介護事業所であれば対象です。

Q 10 同一敷地内に特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。

A 10 指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は2事業所と計算してください。効率的な運用を前提として機器を共用・流用することは差し支えありませんが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2事業所を対象に補助をした目的に反するような活用にならないようにしてください。

Q 11 同一法人で複数の事業所(施設)がある場合、まとめて申請できるか。

A 11 できません。事業所(施設)ごとに書類を作成してください。

Q 12 法人本部は県外だが、事業所が県内にある場合、補助対象になるか。

A 12 補助対象事業者は千葉県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者のため、補助対象となります。

## 対象経費等

---

Q13 A社の介護ソフトを導入したいが対象になるか。

A13 介護ソフトの指定はありません。記録業務、情報共有業務(事務所内外の情報連携を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能であるか、カタログ等で御確認ください。

なお、疑義がある場合は県庁までカタログの写しを郵送又はメール※送付の上、御相談ください。 ※メールの受信容量は7.2MBとなっています

Q14 1月の包括報酬となっているサービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等)においては、サービス利用表(提供表)に訪問回数を記載するわけではないため、介護ソフトによってはサービス提供1回(1日)の記録と請求が直接リンクせず、一气通貫にすることによりサービス利用表(提供表)が見つらく業務が複雑化してしまう場合がある。このような場合でも一气通貫の要件は必要となるか。

A14 包括報酬型であるなどサービス利用ごとの記録業務と請求業務が結びつかないような場合であって、記録業務と請求業務を一気通貫とすることで逆に請求業務が複雑化するような場合においては、例外的に一気通貫の要件は求めませんが、まずは、高齢者福祉課へ御相談ください。

Q15 本事業で導入するタブレットを職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、一气通貫と関係ない業務に利用することは可能か。

A15 一气通貫が実現できていれば、以下の形態により、補助的にバックオフィス業務やオンライン面会に利用して差し支えありません。

- ・バックオフィス業務やオンライン面会用のソフトウェアを併せて本事業で導入する
- ・本事業以外で導入したソフトウェアをインストールする。

なお、バックオフィス業務やオンライン面会のみを使用する場合は、本事業の対象となりません。

Q16 一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫になる(転記が不要になる)場合にも対象として良いか。

A16 1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になるのであれば対象とします。また、複数の介護ソフトを連携させるソフトウェアも本事業の対象として差し支えありません。

Q17 本事業によって導入する介護ソフトの標準仕様やLIFEの実装が、介護事業所がソフトを導入する時期や年度内に間に合わない場合はどのように対応するのか。

A17 実装状況を鑑み、各介護事業所における導入予定時期に実装が間に合わない場合は、各ベンダーによる標準仕様、LIFEへの対応予定を示すカタログ等の資料により対応予定であることを確認します。

Q18 オンプレの保守費用は、5年間分一括支払いにした場合、補助対象となるか。

A18 本事業の補助対象となるタブレット端末等は持ち運んで使用するものを想定しており、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外となっております。よって、オンプレミス型を導入するサーバー設置費用もそれに該当し対象外となるため、保守費用も対象外になると考えます。

Q19 リプレイスする場合、既存メーカーから新規メーカーへのデータ移行が必須になりますが補助対象となるか。

A19 データ移行は導入設定と考えられるので補助対象として該当します。

Q20 Wi-Fi環境構築にあたり、事前の現場調査費用や検証費用等は該当するか。

A20 導入費用にあたるのであれば補助対象となります。

Q21 導入役務費用(構築費用・教育費用等)は該当しますか。

A21 導入設定、導入研修などの経費は補助対象となります。

## その他

---

Q22 見積書に消費税の記載は必要か。

A22 消費税が補助対象経費に含まれないため、消費税額の記載は必要ありませんが、記載があっても消費税と本体価格が区別できる形であれば受理します。なお、補助対象経費に非課税のものがある場合は、その旨記載してください。

Q23 購入する介護ソフトの到着が4月上旬になるが、補助金の対象になるか。

A23 なりません。当該年度内にICTの導入及び支払が完了している必要があります。

Q24 領収証の日付が令和6年4月1日になっている。

A24 年度内に支払いが完了していない場合、補助対象外となり、補助金を受けることができません。

Q25 他の補助金と重複して交付を受けられるか。

A25 できません。例えば、他の補助金事業において、タブレット端末を購入する場合、当該支援を受ける部分については、本事業の補助対象となりません。

Q26 特養とデイサービス等複数の事業所間で兼務している場合の職員数の算定について

A26 常勤換算方法により算出された人数としますが、他の職種に従事(兼務)している場合は、実際に従事する事業所の職種ごとの勤務時間数による常勤換算方法により算出し、実人数で補正してください。